

## 児童手当の現況届について

現在、児童手当を受給されている方は、6月1日現在におけるお子さんの養育状況などを記載した現況届を6月中に提出しなければなりません。この届出をされないと、6月以降の手当を受けられなくなることがありますので、期限内に必ず提出してください。

### 《現況届に必要な添付書類等》

健康保険被保険者証の写し（国民年金に加入されている方は必要ありません。）  
必要に応じて提出する書類があります。

#### 平成20年1月1日に伯耆町に住所がなかった方

平成20年1月1日の住所地の市町村長が発行する児童手当用所得証明書

#### お子さんの住所が伯耆町以外の方

お子さんの属する世帯の住民票謄本・別居監護生計同一申立書

#### 受給者がお子さんの父母以外の方

監護生計維持申立書

該当の方には現況届の用紙と、現況届提出の案内を郵送します。

所得が一定額以上の場合は、平成20年6月分から平成21年5月分までの児童手当が支給されなくなります。

【問合せ先】 総合福祉課 福祉支援室 68-5534

## 平成20年度日本赤十字社社資募集

日本赤十字社は、国内において、災害救護活動をはじめ、救急・家庭看護法等の普及、ボランティア活動の推進、青少年健全育成、医療、血液などの事業を展開しており、また国外においては、自然災害、武力紛争により、苦痛にあえぐ人々を救援する国際活動を行っております。

こうした活動に必要な資金は、皆様から寄せられる社資・寄付金によって支えられています。赤十字事業へのご理解と事業資金のご協力をお願いします。

新規・既加入社員 500円以上2,000円未満

新規・既加入特別社員 2,000円以上

納入場所 本庁舎 総合福祉課 福祉支援室

分庁舎 なのはな生活課 総合窓口室

### 《納入方法》

各集落で社資の募集を行っていただいている場合は、集落単位で納入してください。  
個人で納入される場合は、直接各窓口で納入してください。

【問合せ先】 総合福祉課 福祉支援室 68-5534

## 平成20年度から新規に創設されました!!

## 父子福祉手当のご案内

伯耆町では、母と生計を同じくしていない児童を養育されている父子家庭の父に父子福祉手当を支給いたします。

支給の対象となる方は、申請期間内に手続きを行ってください。

### 制度内容

支給対象者	児童を養育されている父子家庭の父
支給対象児童	義務教育修了前の児童（中学校卒業までの児童）
支給要件	平成20年4月1日現在において1年以上伯耆町に住所があり、平成19年分の所得にかかる所得税が課税されていない方 ただし、次に該当する場合で住民票上の同一世帯に扶養義務者がいる場合は、扶養義務者の平成19年分の所得にかかる所得税が課税されていないこと ○受給者及び対象児童が扶養義務者の健康保険の被扶養者になっている場合 ○受給者及び対象児童が扶養義務者の税法上の被扶養者になっている場合
支給制限	公的年金、特別児童扶養手当等の公的手当、生活保護の受給者は対象となりません
支給金額	児童1人につき24,000円/年を1回支給

### 手続きについて

#### ご持参いただくもの

印鑑、口座番号の分かるもの

手続きに必要な書類は、本庁舎総合福祉課福祉支援室及び分庁舎なのはな生活課総合窓口室に用意しております。

#### 申請受付期間

平成20年6月2日(月) ~ 平成20年6月30日(月)まで

#### 申請窓口

伯耆町役場 本庁舎 総合福祉課福祉支援室

分庁舎 なのはな生活課総合窓口室

【問合せ先】 総合福祉課 福祉支援室 68-5534